

みなとみらい公共駐車場運営事業の進捗状況について

本年第2回市会定例会にて議決を経て、「横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」を制定しました。この度、横浜市民間資金等活用事業審査委員会（PFI事業審査委員会）の審議を経て、7月31日に実施方針等を公表しましたので、概要をご報告いたします。

なお、今後は令和3年4月からの運営開始に向け、特定事業の選定、提案募集要項の公表等の手続きを順次進めてまいります。

1 公表資料の内容

(1) 「実施方針」：事業方式や事業者選定に向けた手順を記載

ア 事業方式：PFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式

イ 運営権設定期間：令和3年4月1日～令和22年3月31日

（20街区MICE施設運営事業と同じ終期）

ウ 運営権対価：PFI事業審査委員会による審議を経た後、提案募集要項（令和2年2月公表予定）にて公表する額を下限とし、運営権設定期間にわたり分割払い（利息有）を基本。

各事業年度における支払方法等の詳細は事業者からの提案。

エ 事業者選定：パシフィコ横浜との一体運営により、「グローバルMICE都市」としての競争力強化を図る観点から、株式会社横浜国際平和会議場を提案者として指名する方針。

(2) 「要求水準書（案）」：業務内容、サービス水準等を記載

ア 各業務内容

(ア) 統括管理業務：統括マネジメント業務（事業全体の業務実施体制の構築等）
総務・経理、事業評価等

(イ) 準備業務：利用規則策定、広報業務、スタッフ研修等

(ロ) 維持管理・保全業務：建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、
修繕業務等

(ハ) 運営業務：利用料金徴収業務、誘導・案内業務、保守警備及び防災業務等

イ 主なサービス水準：VIPのセキュリティ対応など、安全かつ円滑なMICE開催が実現できる施設運営

(3) 「モニタリング基本計画（案）」：事業の実施状況を確認する方法を記載

- ア 事業者によるセルフモニタリング（自己チェック）を基本とし、市は結果を確認。
- イ 要求水準を満たしていない可能性がある等の場合には、是正措置（注意等）を実施。

2 今後の予定

令和元年度			令和2年度			令和3年度
5~7月	8月~11月	12月~3月	4月~7月	8月~11月	12月~3月	4月~
●実施方針条例制定議案(5月) ○実施方針公表(7月) ▲ ○特定事業の選定(10月) 現在						★本市移管 
			○提案募集要項・運営権対価の公表(2月) ○提案書審査(8月)		●運営権設定議案(12月)	

※ ●:議会の議決を要する事項
 ○:PFI事業審査委員会の審議を要する事項

【参考1】施設概要

- 1 現所有者：公益財団法人横浜市建築助成公社（平成3年供用開始）
- 2 所在地：西区みなとみらい一丁目3番1（パシフィコ横浜の地下）
- 3 延床面積：51,051.30 m²
- 4 構造：鉄筋コンクリート造地下2階建
- 5 収容台数：自動車1,176台、自動二輪車44台

【参考2】コンセッション方式のイメージ

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を本市に残したまま、運営権を民間事業者を設定し、運営を民間事業者が行うスキーム

